

令和2年度保育・教育部会における協議検討内容

令和3年3月17日（水）

【要旨】

令和2年度に本会議に設置した保育・教育部会において、保育所等及び小中学校における医療的ケア児の受入体制の拡充について検討したもの。

I 保育・教育部会の設置について（令和2年度第1回書面開催資料 抜粋）

1 要旨

従前から、保育所等への入所や普通小・中学校への進学を希望する医療的ケア児の受入体制の充実が課題となっていたことから、このような課題について協議検討するため、推進会議設置要綱第3第2項の規定に基づく専門部会「保育・教育部会」を設置する。

2 概要

(1) 目的

保育・教育分野における、医療的ケア児等の受入体制整備に係る具体的な対応方針を協議検討することを目的とする。

(2) 名称

保育・教育部会

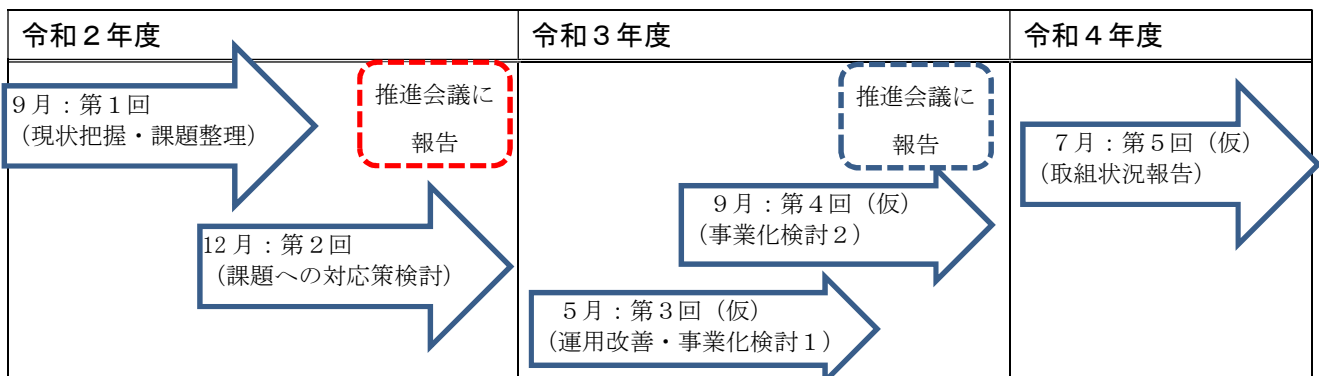
(3) 設置期間

推進会議に同じ。

【概要】

特定課題	保育・教育
所掌事務	① 医療的ケア児等の保育体制の充実について ② 医療的ケア児等の教育体制の充実について
議題	① 保育・教育分野における、医療的ケア児等の受入体制に係る現状及び課題整理 ② 受入体制の充実に向けた対応方針の検討
事務局	障がい保健福祉課（総括）、子ども子育て支援室（保育）、学校教育課（教育）

3 スケジュール



II 令和2年度保育・教育部会における検討内容

令和2年度保育・教育部会においては、別添資料1-2により医療的ケア児等の受入体制整備に係る現状と課題（論点）を整理し、下記のとおり検討したもの。

1. 保育所等における医療的ケア児受入に係る課題への対応

(1) 対応の方向性

「論点 市町村における受入体制構築支援」

- ① 市町村におけるガイドライン作成や、看護師の配置、保育士が認定特定行為業務従事者となるための研修受講等の取組を支援する「医療的ケア児保育支援モデル事業」の積極的な活用が図られるよう、事業の周知を図るとともに、事業の実施に必要な予算の確保に努めていく。
- ② 先進自治体が策定したガイドライン等の情報収集を行い、市町村と共有するなどして、地域の実情に応じたガイドラインの作成等を促していく。
- ③ 現在、国において、保育所等を対象に実施している「医療的ケア児に関する保育実態調査」の結果を、上記の取組等に生かしていく。

(2) 委員からの主な意見（要旨）

- ・ ガイドライン策定の検討について、国のモデル事業の活用など県内の突破役として、本会議の委員である盛岡市、花巻市、滝沢市との間で協議を進めることを期待する。

(3) 令和3年度保育・教育部会の方向性

- ・ 市町村における、国の医療的ケア児保育支援モデル事業の活用及び保育所等への医療的ケア児受入に係るガイドラインの普及を促していく。

【参考】医療的ケア児保育支援モデル事業

医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
（保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度概算要求：394億円の内数）

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

【補助基準額（案）】

○ 基本分単価		
① 看護師等の配置	1施設当たり	5,320千円
○ 加算分単価		
② 研修の受講支援	1施設当たり	300千円
③ 補助者の配置	1施設当たり	2,160千円
④ 医療的ケア児保育支援者の配置	1市区町村当たり	2,160千円
<small>（喀痰吸引等研修を受講した保育士が担当する場合、130千円を加算）</small>		
⑤ ガイドラインの策定	1市区町村当たり	360千円
⑥ 検討会の設置	1市区町村当たり	560千円

○ さらに、各自治体の取組みを推進するため、か所数の増加を図る（90か所→**199か所**）。

事業イメージ

<管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児を受入れ。

看護師等の配置

<基幹施設>

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市内の基幹施設として、管内保育所の医療的ケアに関する支援を行うとともに、高い児童の対応を行う。

看護師等

医療的ケア児保育支援者

↑ 助言・支援等

体制整備等

<自治体>

検討会の設置

ガイドラインの策定

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

実施主体・補助割合・事業実績

- 都道府県、市区町村
- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
- 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
- R2（公募ベース）：109か所（171か所）

2. 小中学校における医療的ケア児受入に係る課題への対応

(1) 対応の方向性

「論点1 乳幼児期段階の支援者等からの早期からの情報提供」

「論点2 各市町村の取組についての情報共有」

① 小中学校の医療的ケア児受入・ケア実施内容に係るガイドラインの作成

小中学校で医療的ケアが推進されるよう、県で作成している要領、様式等を市町村教育委員会に提供するとともに、既に作成している市町村の取組の周知に努めている。

② 就学前々年度からの就学前相談の実施

県立特別支援学校においては、地域のセンター校として就学に関する相談や学校見学を随時受け付けており、相談状況を市町村と共有している。

早期教育相談の充実に努めるよう、各教育委員会へ各種会議において周知を図っている。

「論点3 医療・福祉関係者による小中学校支援」

③ 主治医の指示書の内容を学校現場において正確に反映させる仕組み

盛岡となん支援学校と岩手医科大学において、実際の医療的ケアにつながるような指示書の様式（内容、扱い）について検討を行っている。

「論点4 指導医、指導的看護師の配置」

④ 県立特別支援学校における医療的ケア指導医及び指導的役割を担う看護師の取組

具体の取組について検討中。

「論点5 非医療職による医療的ケアの実施について」

⑤ 学校教員による医療的ケア実施の是非

看護師配置による医療的ケアとしており、ケアは看護師という役割分担を考えている。

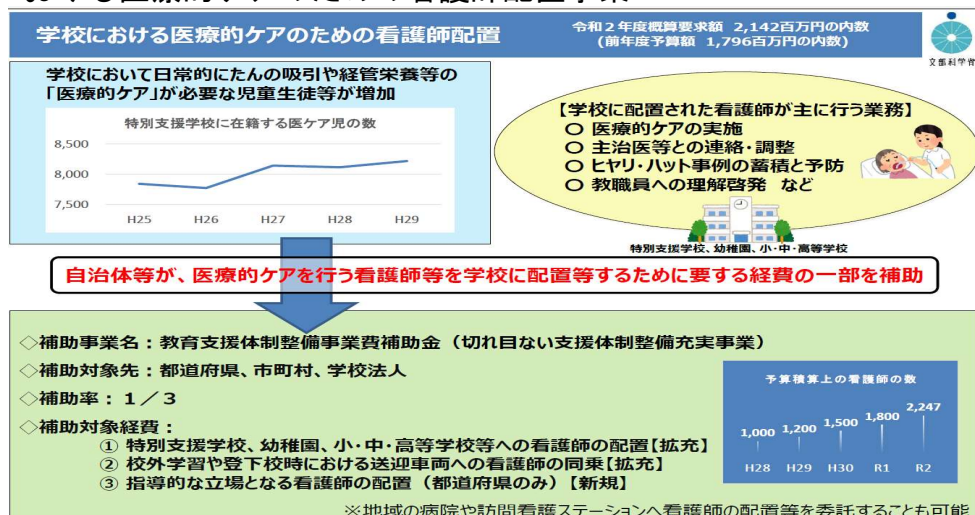
(2) 委員からの主な意見（要旨）

- ・ 医療的ケア指示書の内容を現場にうまく反映させる役割の人が必要ではないか。
- ・ 指導医及び指導的役割を担う看護師を、各分野をカバーするため3人程度配置できないか。

(3) 令和3年度保育・教育部会の方向性

- ・ 寄せられた意見を踏まえ、引き続き情報共有しながら取組の改善につなげていく。

【参考】学校における医療的ケアのための看護師配置事業



3. 医療的ケア児支援体制に係る課題への対応

(1) 対応の方向性

「論点1 受入体制を支える看護師の確保・資質向上」

① 医療的ケア実技研修の実施

受入体制を支える看護師の確保・資質向上に取り組むため、訪問看護ステーション勤務看護師等を対象に、小児障がい特性に特化した医療的ケア実技研修を実施し、医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションを拡充していく。

「論点2 医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置」

② 医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置

県内各地域（圏域）の地域の実情に応じた効果的な配置が進むよう、圏域の自立支援協議会等の場において先進事例等の情報提供を実施していく。

「論点3 県レベルでの医療的ケア児支援の総合調整機能の確保」

③ 県レベルの医療的ケア児コーディネーターの配置

県レベルでの医療的ケア児支援の総合調整機能についても考慮した、県レベルの医療的ケア児コーディネーターの配置を検討する。

【想定する役割】

県内コーディネーターの相談受付・対応（助言）、ケース検討等勉強会の開催、など

(2) 委員からの主な意見（要旨）

- ・ 医療的ケア児の受入に協力していきたい訪問看護ステーションを中心として、モデル的な研修の実施や、具体的な医療的ケアの内容を整理することで、医療的ケア児の対応が可能となる訪問看護ステーションが増えていくと思う。
- ・ 医療的ケア児の支援を進めていくうえで、医療的ケア児の受入対応が可能な訪問看護ステーションなど、活用できる地域の医療資源の情報を関係者間で共有していただきたい。
- ・ 県内の圏域によって、医療体制や福祉資源なども医療的ケア児支援に係る環境的要素が異なることから、市町村単位ではなくある程度圏域レベルのところ、ネットワークが構築されていくことを期待したい。県配置のスーパーバイザーは、圏域で問題解決の糸口がつかめなくなった際の相談機能となることが理想的ではないか。
- ・ 県配置の医療的ケア児等コーディネーターについては、複数分野（医療、福祉、保育、教育）の専門知識が求められるという性質から、一人ではなくそれぞれの専門家で構成するチームとすることがよいのではないか。
- ・ 県配置のコーディネーターには、各圏域の資源を理解し、教育的な役割を持ったうえで資源を開拓していくといった役割を期待したい。

(3) 令和3年度保育・教育部会の方向性

- ・ 寄せられた意見等を踏まえ、既存事業等の運用改善及び新規事業化に向けた検討を行う。